

## 条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成 23 年度
条 例 名	神奈川県景観条例		
条 例 番 号	平成 18 年神奈川県条例第 55 号	法 規 集	第 12 編第 5 章
所 管 部 局 室 課	県土整備局環境共生都市部都市整備課		
条 例 の 概 要	景観づくりに関し、基本理念、県・県民・事業者の責務を明らかにするとともに、景観づくりに関する施策の基本となる事項などを定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性  ( 現在でも 必要な条 例か。 )	本条例は、景観づくりについて基本理念を定めた条例であり、本条例を根拠として神奈川県景観づくり基本方針が制定されており、現在においても必要な条例である。	
	有効性  ( 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 )	本条例に基づき、景観づくりに関する推進体制の整備や市町村に対する支援などを行うことにより、基本方針で目標としている市町村を主体とする景観づくり体制の構築（景観行政団体への移行）が進んでおり、有効に機能している。	【景観行政団体数の推移】 平成 18 年度 18 市町 平成 19 年度 19 市町 平成 20 年度 20 市町 平成 21 年度 22 市町 平成 22 年度 24 市町
	効率性  ( 現行の内 容で効率 的といえ るか。 )	本条例に基づく推進体制により、市町村の景観施策と連携を図るとともに、県においても景観づくりに配慮した公共施設整備のためのガイドラインを制定するなど、効率的に景観づくりが推進されている。	『公共事業における景観づくりの手引き』（平成 19 年 10 月制定）
	基本方針適合性  ( 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 )	本条例は、「かながわグランドデザイン」に掲げる「都市景観の保全と創造」の内容に即したものであり、県の基本方針に適合している。	
	適法性  ( 憲法、法 令に抵 触しな いか。 )	本条例は、景観づくりについての基本理念や施策の基本となる事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触しないものである。	
	その他		
見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項	
	改正・廃止の必要はない。  改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 28 年度	見直し規定の有無	(有) 無